

岐阜県公報

第 二 千 百 六 号
平成二十一年十二月十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 有害図書類の指定
- 保安林に指定する予定である旨の通知
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
- 道路の区域変更
- 定期監査の結果
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 岐阜都市計画の図書の縦覧
- 古川都市計画の図書の縦覧
- 一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に関する認定
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

監査委員告示

公 示

(男女参画青少年課) 七七九^{ページ}

(治山課) 七七九

(同) 七八二

(道路維持課) 七八四

(監査委員) 七八五

(商業流通課) 七八八

(都市政策課) 七九〇

(同) 七九二

(同) 七九二

(建築指導課) 七九二

(可茂農林事務所) 七九二

(交通指導課) 七九三

告 示

岐阜県告示第六百五十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第二項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定図書類

種 類	図 書 類 の 題 名	月 日 号 等	発行所、制作者名
雑 誌	チャンプロード	2010. 1月号	徳 宝 出 版 社

2 指定年月日

平成21年12月11日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市中津川字高橋三四九七の一、三五一四の三九、三五一四の四〇、三五一四の四三、三五一四の四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字ヤサガイト一二一五の一、一二一五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市長島町永田字石田五五五の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字上足沢八三の一、八三二、八三四の一、八三五の二、八三五の

五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町角川字水なし二三七三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字水なし二三七三(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町笹ヶ洞字向松山一六〇〇、古川町黒内字松ヶ野二七二の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字飯島字加須良越一九〇〇、一九〇二の一、一九〇二の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛騨市河合町小無雁字少々ヶ洞七七五の二、七七六の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本巣市外山字猪ノ谷一五一一の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷一五八二の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南矢中谷一五八二の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字葛瀬谷二〇三四の一、字大洞二〇五七の二、二〇五八の二、二〇五八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

[illegible]

岐阜県告示第六百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	県道
路線名	門和佐瀬戸線
区間	下呂市門和佐尾羽根一 〇〇番七地先から 同市同一字同一 〇〇一番一地先まで
区域変更前後別	前
敷地の幅員（メートル）	四・一 四六
延長（メートル）	三・七
備考	

同市同 字萱場一七 五一番地先まで		同市同 字日陰島門 和佐川左岸堤防敷地先 (九八三番一) まで	
後	前	後 B	A
九・三 五七・七	六・八 三五・四	一四・一 一四・四	五・八
一七八・四	一七六・四	二三・七	一三・四

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定により平成二十一年十月十三日から同年十一月二十六日までに執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県監査委員
岐阜県監査委員
岐阜県監査委員
岐阜県監査委員
岐阜県監査委員
岐阜県監査委員

野村保夫
足立勝一
帆刈信二
水谷雄
神戸正雄

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	本課検討	
知事直轄	1					
総務部	3					
総合企画部	1	1	1	1		
環境生活部						
健康福祉部	3					
商工労働部	4	1	1	1		
農政部	5	1	4	4		
林政部						
県土整備部	2	2	5	5		
都市建設部	1					
ぎふ清流国体推進局						

振興局	3	1	1	2	1	1	
教育委員会	34	2	5	11	2	8	1
警察本部	5		3	3		3	
その他	3						
合 計	65	3	14	27	3	23	1

(注) 監査結果の区分については、次のとおりです。

- ・指摘事項
・指導事項
・本課検討事項
- 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含みます。

第2 監査結果

平成21年10月13日から11月26日までに実施した現地機関に関する監査結果です。
すべての監査結果について、監査対象機関に対し指摘又は指導を行い、是正、改善又は必要な検討を求めました。

なお、※印が付してある機関は、監査法人と共同して予備監査を実施した機関です。

1 知事直轄

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
消防学校	平成21年11月26日	なし	なし

2 総務部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
東濃県税事務所	平成21年10月16日	なし	なし
飛騨県税事務所	平成21年10月16日	なし	なし
自動車税事務所	平成21年10月19日	なし	なし

3 総合企画部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
畜産研究所	平成21年10月16日	なし	1 件

4 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
多治見看護専門学校	平成21年11月26日	なし	なし
精神保健福祉センター	平成21年11月26日	なし	なし
知的障害者更生相談所	平成21年11月26日	なし	なし

5 商工労働部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
情報科学芸術大学院大学	平成21年11月26日	なし	1 件
国際情報科学芸術アカデミー	平成21年11月26日	なし	なし
国際たくみアカデミー	平成21年11月26日	なし	なし
木工芸術スクール	平成21年11月26日	なし	なし

6 農政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜農林事務所 ※	平成21年10月19日	なし	4 件
岐阜地域農業改良普及センター ※	平成21年10月19日	なし	なし
岐阜家畜保健衛生所	平成21年11月26日	なし	なし
東濃家畜保健衛生所	平成21年11月26日	なし	なし
飛騨家畜保健衛生所 ※	平成21年11月26日	なし	なし

7 県土整備部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
高山土木事務所 ※	平成21年10月15日	なし	4 件
古川土木事務所 ※	平成21年10月13日	なし	1 件

8 都市建設部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
飛騨建築事務所 ※	平成21年10月15日	なし	なし

9 振興局

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜振興局 ※	平成21年10月19日	1 件 現金の取扱事務が不適正	なし
東濃振興局 ※	平成21年10月16日	なし	なし
飛騨振興局	平成21年10月14日	なし	1 件

このうち、主な監査結果は次のとおりです。

機 関 名	内 容
岐阜振興局	岐阜振興局は、岐阜県証紙条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、岐阜県収入証紙（以下、「収入証紙」という。）の売りさばきを取り扱う現地機関として指定されており、収入証紙売りさばきに係る現金を取り扱っている。 そこで、岐阜振興局における現金の取扱事務についてみたと ころ、現金出納簿に記載されていた現金残高よりも1,000円多 く現金を保管していた。これは、平成19年12月20日午前中に売 りさばいた収入証紙（17件358,700円）について、売りさばき 枚数と現金を照合したところ、現金が1,000円多かったため、 金庫にて保管していたとのことであったが、その後速やかに適

切な処理を行っておらず、長期間保管したままとなっていた。
なお、当該現金は、平成21年10月13日に岐阜中警察署に津遺失
物として届出し、受理されている。
岐阜振興局においては、現金の管理・保管について管理体制
を強化するとともに、今後は適正に処理されたい。

10 教育委員会

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜教育事務所	平成21年10月19日	なし	なし
西濃教育事務所	平成21年10月19日	なし	なし
美濃教育事務所	平成21年10月19日	なし	なし
可茂教育事務所	平成21年10月19日	なし	なし
東濃教育事務所	平成21年10月19日	なし	なし
飛騨教育事務所 ※	平成21年10月19日	なし	なし
文化財保護センター	平成21年11月26日	なし	なし
関有知高等学校	平成21年10月13日	なし	なし
加茂高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
加茂農林高等学校	平成21年11月26日	なし	2件
八百津高等学校	平成21年11月26日	1件 休学に伴う減額調定の遅延	なし
東濃美業高等学校	平成21年11月26日	なし	1件
可児工業高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
多治見高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
瑞浪高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
土岐商業高等学校	平成21年11月26日	なし	なし

恵那農業高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
中津高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
坂下高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
中津商業高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
益田清風高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
斐太高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
飛騨 高山高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
高山工業高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
吉城高等学校	平成21年10月14日	なし	1件
飛騨 神岡高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
東濃フロンティア高等学校	平成21年11月26日	なし	なし
関特別支援学校	平成21年10月13日	なし	なし
中濃特別支援学校	平成21年10月13日	なし	2件
東濃特別支援学校	平成21年11月26日	1件 支出命令の起案時期が不適正	1件
恵那特別支援学校	平成21年11月26日	なし	1件
飛騨 特別支援学校	平成21年11月26日	なし	なし
飛騨 特別支援学校下呂分校	平成21年11月26日	なし	なし
飛騨 特別支援学校高山日赤分校	平成21年11月26日	なし	なし

(本課検討事項)
関特別支援学校の監査の結果、所管課である特別支援教育課に対し、スクールバス更新に係る入れ及び契約方法について検討を求めました。
11 警察本部

実施機関名	実施年月日	指図書事項	指導事項
多治見警察署	平成21年11月26日	なし	1件
恵那警察署	平成21年11月26日	なし	なし
下呂警察署	平成21年11月26日	なし	1件
高山警察署	平成21年11月26日	なし	1件
飛騨警察署	平成21年11月26日	なし	なし

12 その他

実施機関名	実施年月日	指図書事項	指導事項
選挙管理委員会岐阜 地方事務局 ※	平成21年10月19日	なし	なし
選挙管理委員会東濃 地方事務局 ※	平成21年10月16日	なし	なし
選挙管理委員会飛騨 地方事務局	平成21年10月14日	なし	なし

公 示

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

合同会社西友

三 建物の名称及び所在地

西友改田店

岐阜市西改田字若宮六一 外

四 変更した事項

建物設置者の名称及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

（変更後）株式会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一 号

東京都北区赤羽二丁目一番一 号

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友岐阜華陽店

岐阜市五坪一―一〇―一〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジススキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジススキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

上新電機株式会社

合同会社西友

三 建物の名称及び所在地

西友多治見店・上新電機多治見店

多治見市上山町一丁目八番 外

四 変更した事項

建物設置者の名称及び住所

(変更前) 株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジススキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジススキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

オリエンタル商事株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友桜ヶ丘店

可児市桜ヶ丘六丁目七四―三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

フクタル株式会社

三 建物の名称及び所在地

ショッピングセンターひらおか

加茂郡八百津町八百津四二五〇番地の一

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市蕨城町・八幡町・吉津町・霞町の全部、徹明通・金町・金宝町・神田町・金園町・東金宝町・元町の一部(駅北第二調査区)

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市(蕨城町・八幡町・吉津町・霞町の全部、徹明通・金町・金宝町・神田町・金園町・東金宝町・元町の一部)の地籍図

岐阜県岐阜市(蕨城町・八幡町・吉津町・霞町の全部、徹明通・金町・金宝町・神田町・金園町・東金宝町・元町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十二月十一日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市板取の一部（保木口（Ⅰ））

三 調査を行った期間

平成二年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市（板取の一部）の地籍図

岐阜県関市（板取の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十二月十一日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市釜戸町の一部（平山Ⅰ）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十二月十一日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市萩原町山之口の一部（カジャⅠ・Ⅱ）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（萩原町山之口の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（萩原町山之口の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十二月十一日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

可児郡御嵩町

二 調査を行った地域

岐阜県可児郡御嵩町大字伏見の一部（伏見（Ⅱ））

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県可児郡御嵩町（大字伏見の一部）の地籍図

岐阜県可児郡御嵩町（大字伏見の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十二月十一日

○岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画公園

三・三・七号 雄日ヶ丘公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

○古川都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

古川都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び飛騨市基盤整備部都市整備課

○一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に関する認定

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について認定を行ったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 対象区域

本県郡北方町北方字長谷川一八五七番一の一部、一八七一番三、一九三〇番二及び北方町所管法定外公共物（水路及び道路）

二 認定年月日

平成二十一年十一月二十五日

三 認定番号

岐阜県指令建築第一九五号

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 改	地 良	区 名	退 任 年 月 日	役 名	氏 名	住 所

木曾川右岸用水土地改良区
平成 三・九・九
理事 伊 藤 千之助 美濃加茂市西町 三丁目三〇番地
同 同 長谷部 勇 同 伊深町 一五〇七番地

平成 三・八・一
同 同 高垣 公平 加茂郡富加町加治田 三八四番地三
同 同 中島 和矩 同 川辺町中川辺 九五番地
同 同 岡本 伊蔵 同 西橋井 五二一番地一
同 同 八・一 監事 渡邊 一興 同 富加町高畑 六二〇番地五
同 同 七・七 同 白村 澄夫 同 川辺町上川辺 一二五〇番地
就任した役員

土良地区
改区名 年 月 日 任 役 氏 名 住 所
木曾川右岸用水土地改良区
平成 三・〇・三
理事 稲垣 克巳 美濃加茂市西町 三丁目七五番地
同 同 日江 洋二 同 蜂屋町上蜂屋三〇二九番地一

同 同 井戸 務 加茂郡富加町羽生 五〇四番地四
同 同 櫻井 崇 同 川辺町石神 三二〇番地
同 同 鈴木 隆 同 下川辺 八九七番地二
監事 服部 勝治 同 富加町加治田 九二八番地
同 大脇 重敏 同 八百津町和知 三三七五番地

○駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号ロの規定による駐車監視員資格同等認定審査を次のとおり実施します。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成二十二年二月九日（火）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成二十二年二月十日（水）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日（修了審査）

平成二十二年二月十六日（火）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 受講定員

三十人

4 受講申込受付期間

平成二十二年一月十八日（月）から一月二十八日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」といいます。）

(二) 受講申込書にちよう付する写真一枚（受講申込み前六か月以内に撮影した無帽正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

一九、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）

8 受講申込方法

- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。
- (二) 受講申込書に写真をちよう付してください。
- (三) 収入証紙納付書に一九、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙をちよう付してください(消印しないこと)。
- (四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、一五の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。
- (五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。
- 9 その他
- (一) 郵便又は信書便による申込みは、受け付けません。
- (二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。
- (三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。
- (四) 講習及び修了考査とともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また修了考査日には、印鑑(認印)を持参してください。
- (五) 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了考査(一時間)に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。
- 二 駐車監視員資格同等認定審査
- 1 認定考査の期日及び時間
平成二十二年二月十六日(火)
受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで
考査時間 午前九時から午前十時まで
- 2 認定考査の場所
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室
- 3 認定考査受検資格
次のいずれかに該当する者であること。
- (一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者
- (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

- 4 申請受付期間
平成二十二年一月十八日(月)から一月二十八日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで
- 5 申請先
岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課
- 6 提出書類等
- (一) 認定申請書
- (二) 認定申請書にちよう付する写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽 正面上三分身、無背景の縦の長さ二・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 二三のいずれかに該当することを証する書面
- (四) 収入証紙納付書
- 7 認定手数料
四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)
- 8 申請方法
- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。
- (二) 認定申請書に写真をちよう付してください。
- (三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙をちよう付してください(消印しないこと)。
- (四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、二五の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。
- (五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。
- 9 その他
- (一) 郵便又は信書便による申請は、受け付けません。
- (二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。
- (三) 認定考査には、駐車監視員資格者認定考査受検票、筆記用具及び印鑑(認印)を持参してください。
- (四) 認定考査に合格した者に対して認定書を交付します。
- 三 注意事項

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問い合わせ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八―二七一―二四二四 内線五一二五

平成二十一年十二月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社